

第4章 非常時対応計画

上下水道 BCP 発動時に迅速かつ的確に災害対応業務を実行するため、上下水道対策部は以下に示す項目を基本として非常時対応を計画する。

○上下水道対策部の立上げ

- ・上下水道対策部は、災害対応拠点の安全確認等を実施の上、発災直後に立ち上げる。

○被害状況等の情報収集等

- ・被害状況等(職員等の安否確認、参集状況、上下水道施設の被害状況等)の情報を収集し、市災害対策室、関係機関等と情報共有する。
- ・上下水道施設の被害状況のうち、市民生活に影響がある項目について、報道機関や市民等へ情報発信を行う。

○市災害対策室、北海道、関連機関、民間企業との連絡調整

- ・市災害対策室及び北海道へ被害状況、対応状況、復旧見込み等を報告する。
- ・関係機関及び民間企業との協力体制を確保し、状況に応じて支援要請を行う。

○緊急点検、緊急調査

- ・上下水道施設の被害状況は発災後1日以内に把握する。

○応急給水体制

- ・発災後、直ちに飲用の可否について判断する。
- ・応急給水拠点は発災後1日以内に開設する。
- ・重要給水施設への応急給水は発災後1日以内に運搬給水を開始する。

○応急復旧

- ・上下水道施設の応急復旧は発災後3日以内に活動開始する。

○支援要請及び受援体制の整備

- ・応急給水や被害状況調査及び応急復旧等に関して、職員のみで対応できない事項がある場合は、関係機関への支援要請を行う。
- ・支援を受ける場合の受入体制を整備する。

○活動報告

- ・各班の責任者は別紙「活動報告書」を作成し、総務班(情報収集班)に活動内容等を適宜報告する。

1 勤務時間内に対象事象が発生した場合(災害対応業務)

(1/10)

開始時間	(標準的な)行動内容	参照文書類
直後	<p>来訪者・職員の負傷者対応・避難誘導</p> <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来訪者・職員等の負傷、閉じ込めを救助し、応急措置 ・目視により火災発生や庁舎倒壊の危険がある場合、屋外に避難 ・屋外避難が必要な場合、来訪者を避難先及び近隣の公設避難所へ誘導 ・屋外避難が必要なければ、来訪者を屋内の会議室へ誘導 <p>【水道運用・施設班】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水害その他の自然災害に備え、来訪者の誘導、職員の避難 <p>【下水道運用・施設班】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波、水害その他の自然災害に備え、来訪者の誘導、職員の避難 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2章.3.(1)避難誘導方法
	<p>上下水道対策部の立上げ(1)</p> <p>【本部運営班】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部状況(大規模クラック)等、災害対応拠点(通常の業務拠点)や代替拠点の安全性を確認 ・災害対応拠点の安全が確保できない場合、代替拠点へ移動 ・指揮命令系統、業務実施体制の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1章.3.(2).1)災害対応業務 ・第2章.1.災害発生時の業務継続戦略
	<p>職員等の安否確認・報告</p> <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各課かいの課長は職員とその家族の安否を確認し、責任者(総務課長)へ報告 ・各課かいの課長は不在職員(外出、休暇等)の把握と安否を確認し、責任者(総務課長)へ報告 ・各課かいの課長は不在職員(外出、休暇等)の帰庁・出勤できる時間の目安を確認し、責任者(総務課長)へ報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2章.3.(2)安否確認方法
	<p>上下水道対策部の立上げ(2)</p> <p>【本部運営班】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上下水道対策部の立上げ 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2章.1.災害発生時の業務継続戦略
	<p>データ類の保護</p> <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台帳類(施設台帳、管路台帳等)及びバックアップ媒体等が損傷する恐れがある場合は安全な場所へ移動 	

勤務時間内に対象事象が発生した場合(災害対応業務)

(2/10)

開始時間	(標準的な)行動内容	参照文書類
<p>～3時間 以内</p>	<p>浄水場・処理場との連絡調整 【本部運営班】 ・浄水場、処理場の職員等参集人員を把握 ・浄水場、処理場の被害状況等を把握</p>	<p>・第1章.3.(2).1)災害対応業務 ・第2章.1.災害発生時の業務継続戦略</p>
	<p>関係機関・民間企業等との連絡調整(1) 【本部運営班】 ・関係機関、民間企業等からの応援、支援、協力要請に備え連絡体制を確保</p> <p>【情報収集班】 ・市災害対策室及び北海道への連絡体制を確保 ・各班からの被災情報の収集整理 ・報道、他部局からの連絡、市民からの通報等による被害情報の収集整理 ・市災害対策室にライフライン(電気・ガス・電話等)の被害状況、対応状況、復旧見込み等を確認 ・市災害対策室に市内の他施設(道路、河川、港湾等)の被害状況、対応状況、復旧見込み等を確認 ・把握できる範囲で上下水道施設の被害状況、対応状況、復旧見込み等を市災害対策室及び北海道へ報告(第1報)</p> <p>【広報班】 ・報道機関への情報発信に備え連絡体制を確保 ・市民からの通報、問合せ、苦情に備え受付体制を確保(現地確認、給排水施設の修理業者紹介等)</p>	<p>・第1章.3.(2).1)災害対応業務 ・第2章.1.災害発生時の業務継続戦略</p>
	<p>応急給水体制(1) 【応急給水班】 ・応急給水の体制確保(人員、車両、資機材等の準備) ・給水基地(給水タンク車への補給施設)の状況把握(水道局本庁舎私設消火栓等) ・応急給水拠点(小中学校)の選定</p> <p>【給排水施設班】 ・重要給水施設(地域災害拠点病院、人工透析実施施設等)の給水状況(受水槽含む)を把握 (必要に応じて応急給水班へ運搬給水を依頼) ・医療機関や大口需要者の給水状況(受水槽含む)を把握</p>	<p>・第1章.3.(2).1)災害対応業務</p>

勤務時間内に対象事象が発生した場合(災害対応業務)

(3/10)

開始時間	(標準的な)行動内容	参照文書類
<p>～3時間 以内</p>	<p>上水道施設の緊急点検、被害状況調査(1)</p> <p>【水質管理班】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質監視の体制確保(人員、車両、試験器具等の準備) ・水質検査の体制確保(汚染物質の特定、対策等) ・飲用可否の判断 <p>【水道運用・施設班】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浄水場の被害状況等の把握 ・遠方監視により給水状況を把握 ・遠方監視により浄水場、配水池、ポンプ所の稼働状況を把握 ・薬品の管理状況を把握 ・施設の点検、調査体制確保(人員、車両、資機材等の準備) ・施設の被災状況を把握(遠方監視により異常が判明している施設を優先) ・被災した施設以外の点検、調査箇所について、優先順位を決定し、班内の編成及び調査内容を決定 <p>【水道管路班】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管路の点検、調査体制確保(人員、車両、資機材等の準備) ・通報等により管路が被災していると思われる箇所の状況を把握(路面漏水等) ・被災した管路以外の点検、調査箇所について、優先順位を決定し、班内の編成及び調査内容を決定 (「重要給水施設管路」、「緊急輸送道路」から目視調査を順次開始) ・関係機関(P1-15～16. 関係機関参照)と協力し、緊急輸送道路の道路陥没等による交通障害の解消 (道路陥没等が被災した管路に起因する場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1章.3.(2).1)災害対応業務 ・第2章.1.災害発生時の業務継続戦略 ・小樽市水道耐震化計画 1.3 水道の復旧期間の目標

勤務時間内に対象事象が発生した場合(災害対応業務)

(4/10)

開始時間	(標準的な)行動内容	参照文書類
<p>～3時間 以内</p>	<p>下水道施設の緊急点検、被害状況調査(1)</p> <p>【下水道運用・施設班】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理場の被害状況等の把握 ・遠方監視により処理場、ポンプ場、マンホールポンプ場の稼働状況を把握 ・薬品の管理状況を把握 ・施設の点検、調査体制確保(人員、車両、資機材等の準備) ・施設の被災状況を把握(遠方監視により異常が判明している施設を優先) ・被災した施設以外の点検、調査箇所について、優先順位を決定し、班内の編成及び調査内容を決定 <p>【下水道管路班】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管路の点検、調査体制確保(人員、車両、資機材等の準備) ・通報等により管路が被災していると思われる箇所の状況を把握(陥没、溢水等) ・被災した管路以外の点検、調査箇所について、優先順位を決定し、班内の編成及び調査内容を決定 (「重要な幹線」、「緊急輸送道路」から目視調査を順次開始) ・関係機関(P1-15～16. 関係機関参照)と協力し、緊急輸送道路の道路陥没等による交通障害の解消 (道路陥没等が被災した管路に起因する場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1章.3.(2).1)災害対応業務 ・第2章.1.災害発生時の業務継続戦略

勤務時間内に対象事象が発生した場合(災害対応業務)

(5/10)

開始時間	(標準的な)行動内容	参照文書類
<p>～1日 以内</p>	<p>関係機関・民間企業等との連絡調整(2) 【本部運営班】 ・関係機関(P1-14. 関係機関との相互応援体制参照)との協力体制の確保 ・民間企業(P1-14. 関係機関との相互応援体制参照)との協力体制の確保 ・応急給水に関して職員のみで対応が困難な場合、関係機関(P1-14. 本市が締結している協定先参照)へ支援要請 ・水道施設の応急復旧に関して職員のみで対応が困難な場合、関係機関(P1-14. 本市が締結している協定先参照)へ支援要請 ・下水道施設の応急復旧に関して職員のみで対応が困難な場合、関係機関(P1-14. 本市が締結している協定先参照)へ支援要請</p>	<p>・第1章.3.(2).1)災害対応業務 ・第2章.1.災害発生時の業務継続戦略</p>
	<p>応急給水体制(2) 【応急給水班】 ・応急給水拠点(小中学校)に給水所を開設(職員対応) ・重要給水施設へ運搬給水を開始(職員対応)</p> <p>【給排水施設班】 ・医療機関や大口需要者への給水対応(受水槽含む)</p>	<p>・第1章.3.(2).1)災害対応業務 ・小樽市水道耐震化計画 1.4 応急給水の目標</p>
	<p>広報活動 【広報班】 ・把握できる範囲で上下水道施設の被害状況のうち、市民生活に影響がある項目を抽出し、ラジオ及びホームページ等で情報発信(市民への第1報) ・市民に上下水道使用の自粛要請 ・報道機関への情報発信 ・“流言”や“デマ”と呼ばれる誤情報や虚偽情報が拡散している場合の打ち消し対応</p>	<p>・第1章.3.(2).1)災害対応業務</p>

勤務時間内に対象事象が発生した場合(災害対応業務)

(6/10)

開始時間	(標準的な)行動内容	参照文書類
	<p>上水道施設の緊急点検、被害状況調査(2)</p> <p>【水道運用・施設班】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災した施設の応急復旧に必要な資機材等の調達 ・被災した施設の応急復旧を関係機関(P1-14. 関係機関との相互応援体制参照)に手配 <p>【水道管路班】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災した施設の応急復旧に必要な資機材等の調達 ・被災した管路の応急復旧を関係機関(P1-14. 関係機関との相互応援体制参照)に手配 <p>【水質管理班】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道運用・施設班の点検、調査により異常が判明している施設の水質検査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1章.3.(2).1)災害対応業務 ・第2章.1.災害発生時の業務継続戦略
<p>～1日 以内</p>	<p>下水道施設の緊急点検、被害状況調査(2)</p> <p>【下水道運用・施設班】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災した施設の応急復旧に必要な資機材等の調達 ・被災した施設の応急復旧を関係機関(P1-14. 関係機関との相互応援体制参照)に手配 <p>【下水道管路班】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急復旧に必要な資機材等の調達 ・被災した管路の応急復旧を関係機関(P1-14. 関係機関との相互応援体制参照)に手配 ・仮設トイレを設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1章.3.(2).1)災害対応業務 ・第2章.1.災害発生時の業務継続戦略

勤務時間内に対象事象が発生した場合(災害対応業務)

(7/10)

開始時間	(標準的な)行動内容	参照文書類
<p>～3日 以内</p>	<p>応急給水体制(3) 【応急給水班】 ・応急給水拠点(小中学校)に給水所を増設(状況に応じて)</p>	<p>・第1章.3.(2).1)災害対応業務 ・小樽市水道耐震化計画 1.4 応急給水の目標</p>
	<p>上水道施設の応急復旧(1) 【水道運用・施設班】 ・被災した施設の応急復旧活動を開始</p> <p>【水道管路班】 ・被災した管路の応急復旧活動を開始</p>	<p>・第1章.3.(2).1)災害対応業務 ・小樽市水道耐震化計画 1.3 水道の復旧期間の目標</p>
	<p>下水道施設の応急復旧(1) 【下水道運用・施設班】 ・被災した施設の応急復旧活動を開始</p> <p>【下水道管路班】 ・被災した管路の応急復旧活動を開始 ・備蓄している資機材(仮設ポンプ、仮設配管等)により、溢水解消</p>	<p>・第1章.3.(2).1)災害対応業務</p>

勤務時間内に対象事象が発生した場合(災害対応業務)

(8/10)

開始時間	(標準的な)行動内容	参照文書類
<p>～3日 以内</p>	<p>上水道施設の緊急点検、被害状況調査(3) 【水道運用・施設班】 ・被災した施設の二次災害の防止 ・被災個所の安全対策の実施</p> <p>【水道管路班】 ・被災した管路の二次災害の防止 ・被災個所の安全対策の実施</p>	<p>・第1章.3.(2).1)災害対応業務 ・第2章.1.災害発生時の業務継続戦略</p>
	<p>下水道施設の緊急点検、被害状況調査(3) 【下水道運用・施設班】 ・処理場、ポンプ場内の消毒 ・被災した施設の二次災害の防止 ・被災個所の安全対策の実施</p> <p>【下水道管路班】 ・被災した管路の二次災害の防止 ・被災個所の安全対策の実施</p>	<p>・第1章.3.(2).1)災害対応業務 ・第2章.1.災害発生時の業務継続戦略</p>
	<p>給排水施設の機能確保 【給排水施設班】 ・給排水施設の清掃及び消毒の依頼に関する対応</p>	<p>・第1章.3.(2).1)災害対応業務</p>

勤務時間内に対象事象が発生した場合(災害対応業務)

(9/10)

開始時間	(標準的な)行動内容	参照文書類
~1週間 以内	事故並びに災害等に係る補償対応 【本部運営班】 ・事故や災害に係る補償等についての対応	・第1章.3.(2).1)災害対応業務
	水道施設の応急復旧(2) 【水道運用・施設班】 ・被災した施設の浄水機能を回復完了 ・配水池への送水を確保完了	・小樽市水道耐震化計画 1.3 水道の復旧期間の目標
	下水道施設の応急復旧(2) 【下水道運用・施設班】 ・被災した施設の処理機能を回復完了 ・ポンプ場、マンホールポンプ場からの送水を確保完了	
~2週間 以内	応急給水体制(4) 【応急給水班】 ・応急給水活動を継続(徐々に規模を縮小) ・重要給水施設への運搬給水を終了	・小樽市水道耐震化計画 1.4 応急給水の目標
	上水道施設の応急復旧(3) 【水道管路班】 ・重要給水施設への給水を確保完了	・小樽市水道耐震化計画 1.3 水道の復旧期間の目標
	下水道施設の応急復旧(3) 【下水道管路班】 ・重要給水施設からの排水を確保完了	
	下水道施設の応急復旧(4) 【下水道運用・施設班】 【下水道管路班】 ・概ね復旧完了(復旧完了は発災より12日以内)	

勤務時間内に対象事象が発生した場合(災害対応業務)

(10/10)

開始時間	(標準的な)行動内容	参照文書類
～1か月以内	応急給水体制(5) 【応急給水班】 ・応急給水活動を終了	・小樽市水道耐震化計画 1.4 応急給水の目標
	上水道施設の応急復旧(4) 【水道運用・施設班】 【水道管路班】 ・概ね復旧完了(復旧完了は発災より45日以内)	・小樽市水道耐震化計画 1.3 水道の復旧期間の目標
その他	受援体制の整備 【本部運営班】 ・関係機関(P1-14. 関係機関との相互応援体制参照)から支援(人・モノ)を受ける場合、受入場所等(作業場所、駐車場所、保管場所等)、受入体制を整備	・第1章.3.(2).1)災害対応業務
	関係機関・民間企業等との連絡調整(3) 【本部運営班】 ・関係機関(P1-14. 関係機関との相互応援体制参照)から支援(人・モノ)を受ける場合、被害状況、支援要請内容(人・モノ)等を整理 ・関係機関(P1-14. 関係機関との相互応援体制参照)から支援(人・モノ)を受ける場合、受援体制、受援対応状況等を市災害対策本部及び北海道へ報告	・第1章.3.(2).1)災害対応業務 ・第2章.1.災害発生時の業務継続戦略

2 勤務時間外に対象事象が発生した場合(災害対応業務)

(1/1)

開始時間	(標準的な)行動内容	参照文書類
直後	職員等の安全確保 【共通】 <ul style="list-style-type: none"> ・自らと家族の安全確保を優先 	
	自主参集 【共通】 <ul style="list-style-type: none"> ・自らと家族の安全を確保した後、災害情報をテレビ、ラジオ等で確認し、自主参集基準に基づき、指定された場所に参集 ・自主参集基準に基づき自宅で待機する場合は、各課かいの課長又は上下水道対策部からの指示を待つ ・参集する際は、災害用初動ハンドブック(水道局職員版)に基づき行動 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1章.3.(1).■災害時連絡網

- ・以降は、「1 勤務時間内に対象事象が発生した場合(災害対応業務)」の行動内容に準じる。
- ただし、自主参集に要する時間を考慮し、開始時間に概ね2時間を加えて計画する。

活動報告書

年 月 日 () () 班

時間帯	出動箇所	活動状況	人員